

相続放棄の申述に必要な書類

放棄する人が、被相続人（亡くなった方）の配偶者又は子（その代襲者）で、ご本人が申述書等を直接窓口へ提出する場合は、ご自身の認め印と身分を証する書類（運転免許証、パスポート等）を持参してください。

1) 放棄する人が被相続人（亡くなった方）の配偶者の場合

- ① 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- ② 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）（3か月以内のもの）

2) 放棄する人が被相続人（亡くなった方）の第一順位相続人（子及びその代襲者）の場合

- ① 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- ② 申述人の現在の戸籍謄本（全部事項証明書）（3か月以内のもの）
- ③ 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

3) 放棄する人が被相続人（亡くなった方）の第二順位相続人（両親（実父母・養父母）、祖父母等）の場合

※ 先の順位の相続人がいる場合はその人の相続放棄が受理されていないと申述できません。

- ① 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- ② 申述人の現在の戸籍謄本（全部事項証明書）（3か月以内のもの）
- ③ 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

4) 放棄する人が被相続人（亡くなった方）の第三順位相続人（兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい）の場合

※ 先の順位の相続人がいる場合はその人の相続放棄が受理されていないと申述できません。

- ① 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- ② 申述人の現在の戸籍謄本（全部事項証明書）（3か月以内のもの）
- ③ 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ④ 被相続人の両親（実父母・養父母）、祖父母で死亡している方がいる場合、その方の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

-
- 1 上記戸籍謄本中、重複（共通）するものは、いずれか1通で差し支えありません。
 - 2 同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件や相続放棄申述事件が先行している場合、同事件で提出済みの戸籍謄本等は不要です。
 - 3 申立て前に入手が不可能な戸籍謄本等がある場合は、その戸籍謄本等は、申立て後に追加提出することでも差し支えありません。
 - 4 相続人のうちに代襲相続人が含まれる場合、本来の相続人が死亡した記載のある戸籍謄本も必要です。
 - 5 放棄する人が未成年者又は被後見人の場合は、法定代理人である親権者の戸籍謄本、あるいは後見人、特別代理人の選任審判書謄本が別に必要になります。
 - 6 書類を確認した結果、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。